

年 月 日

新宿区長 あて

建築主 住所

氏名

電話

土地所有者 住所

氏名

電話

細街路拡幅整備依頼書

新宿区細街路拡幅整備条例第8条第3項ただし書の規定に基づき、下記に掲げる整備対象区域の整備工事を依頼します。

なお、整備完了後の維持管理は（建築主・ ）が行います。

記

1 土地所在地 住居表示 新宿区
地名地番 新宿区

2 整備対象区域の規模 延長 m
幅 m
面積 m²

注意点

- (1) 私道の整備については、原則として後退部分のみを対象とします。
- (2) 整備区域に境界標（杭・釘）、埋設管等がある場合は、整備前に撤去・移設をして、整備に支障が無いよう処置してください。（区では、これらの撤去・移設の処置は行いません。）
- (3) 整備の際、目視では確認できなかった埋設物を損傷した場合、区では責任を負いかねますのでご了承ください。また、これらを損傷する可能性や施工に支障があると区が判断した場合は、整備をお断りさせていただくことがあります。
- (4) 私道の整備については、近隣の方が所有する私道を通らなければ工事ができない場合があります。区で整備する際、近隣の方から同意が得られない場合は、整備をお断りさせていただくことがあります。
- (5) L型側溝などを移設する場合、既存のL型部分の土地所有者が申請者と異なる場合は、その方の同意を得てください。
- (6) 法人の場合は、その事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- (7) 維持管理が建築主でない場合は、（ ）内に記入してください。
- (8) その他、詳細については工事担当者にお尋ねください。